

佐賀大学医学部課外活動用具の貸与及び使用要項

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、佐賀大学医学部において、本学部の学生が休講時及び放課後等の余暇を利用して課外活動を行う場合の用具（以下「用具」という。）の貸与及び使用について必要な事項を定める。

(貸与の願出)

第2 用具の貸与を希望する者は、予め学生サービス課に願い出てその許可を受けるものとする。

(貸与の時間等)

第3 用具の貸与期間は、1日限りとする。ただし、特別の事情があると認められるときはこの限りでない。

2 用具の貸与時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があると認められるときはこの限りでない。

月曜日から金曜日まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

(貸与の優先順位)

第4 用具の貸与は、願い出の早い方を優先させる。ただし、団体と個人の間にあっては、団体を優先させることがある。

(借用者の心得)

第5 用具の貸与を受けた者（以下「借用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 用具の取扱いにあたっては、紛失、破損等のないように注意すること。

(2) 用具を本来の用途以外に使用しないこと。

(3) 貸与の期限を守ること。

(4) 用具の転貸をしないこと。

(用具の返却)

第6 貸与期間が終了したとき又は用具が不用になったときは、直ちに返却し、総務学事課職員の点検を受けなければならない。

2 第3第2項ただし書により午後5時以降に及ぶ貸与の許可を受けた借用者は、翌日の午前中に返却するものとする。

3 借用者は、用具の手入れを十分行った上返却するものとする。

(紛失等の場合の補償)

第7 借用者は、用具を紛失又は破損したときは、補償しなければならない。ただし、特別の事由があると認められるときはこの限りでない。

(貸与許可の取消等)

第8 借用者がこの要項に違反したときは、用具の貸与許可を取り消し又は以後の貸与許可をしないことがある。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 21 日改正）

この要項は、平成 17 年 4 月 21 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。